

平成 24 年度 「公共工事の諸課題に関する意見交換会」

(社) 日本建設業連合会提案テーマ

1. 日本建設業連合会の活動方針

日本建設業連合会（日建連）では、平成 24 年度の土木分野における活動方針として、以下の 3 項目を重点課題に掲げ、積極的な団体活動を展開していくこととしています。当会の活動に対する国、地方公共団体、高速道路(株)、機構・事業団の一層のご支援とご協力をお願いします。

(1) 東日本大震災からの復旧・復興と全国防災対策の推進

東日本大震災で被災した地域の復旧・復興は、建設業界がその総力を挙げて取り組むべき課題であり、今年度も引き続き最優先課題として取り組む。被災地における復旧・復興事業が徐々に本格化しつつある今、スピード感を大切にしつつ、いかに効果的、効率的に事業を遂行していくかは受発注者双方の大きな課題となっている。こうした中、日建連では特別委員会を設置し、復旧・復興を実施する上での合理的な入札・契約方式のあり方、労働力や資機材確保のための施策、国・地方公共団体等との効果的な連携確保方策等の諸課題に関する検討を行うとともに、必要に応じて提言や要望活動を実施する。また、東日本大震災での経験や教訓を活かし、全国的に災害に強い国づくりを推進するため、多重防御による防災・減災体制の早期構築や諸事業の実施に向けた提言活動にも注力する。併せて、日建連の本部・支部における災害対応体制の一層の強化・改善に努め、万一の災害発生時においても迅速な支援活動が行える体制を整える。

(2) 土木事業の継続的発展に資する活動

社会資本整備の担い手である会員企業が土木事業を通じて継続的に企業経営を発展させることが可能となるような情報提供、提言活動、環境改善に注力する。主なポイントは次の通りである。

第一に、入札・契約制度等の建設生産システムの入口段階から、工事途中における設計変更、更には検査・支払・評価といった出口段階に至る諸課題の改善に向け、発注者との意見交換や各種の提言活動等を日建連の主要事業として重点的に推進する。第二に、関係団体とも連携しながら、海外での競争力強化につながるような競争環境の整備や海外事業展開に資する情報発信や提言活動を推進する。第三に、本格的なストック維持・更新時代の到来も念頭においた上で、限られた予算の中で迅速かつ効率的に事業執行するための技術開発とその活用促進、新たな社会資本整備の事業スキームに関する検討にも取り組む。

(3) 社会資本整備の重要性に関する分かりやすい情報の発信

災害に強い国づくりのための社会資本整備の重要性、特に災害の被害を最小限に留める予防的対策としての重要性について、種々の媒体を用いて繰り返し主張していく。同時に、大都市の再生や国際競争力の強化等、我が国の成長促進に向けた社会資本整備の推進と諸事業の早期実施に向けての提言・要望活動を実施する。

なお、これらの主張が広く社会から理解を得るためには、コンプライアンス遵守はもとより、建設業界の透明性を高め、外部から理解しやすい情報発信が不可欠である。引き続き、市民向けの現場見学会や各種イベントを継続開催するとともに、情報発信の際には写真、映像、具体事例、インフラ利用者の声などを活用することで、従来以上に具体的・客観的な広報活動を心がける。

2. 意見を交換するテーマ

2-1. 社会資本整備の進め方

東日本大震災は、地震に加えて津波というこれまでに経験したことがない大規模かつ広域的な複合災害であり、復旧・復興工事の本格化に伴い、入札不調案件の原因として、技術者・技能者の不足や実勢価格と積算価格との乖離が指摘される等、様々な課題が生じてきている。このため、発注ロットの拡大、概算数量発注や詳細設計付発注の実施等、施工者が持つ技術力やマネジメント力の一層の活用を図るとともに、実勢価格を反映した積算や適切な工期設定、柔軟な設計変更の実施等により、円滑な施工を確保していく必要がある。

我が国は、近い将来、東海・東南海・南海地震等の大地震やゲリラ豪雨による洪水の頻発が予想される等、自然災害の大きなリスクを抱えており、老朽化した社会基盤の維持管理・更新と併せて、災害による被害や影響を最小限にとどめるための予防的対策（全国防災対策）の早期実施が重要なものとなってきている。また日本経済の再生や地域の活性化に向け、国際競争力の強化や産業空洞化の防止につながる高速交通基盤の整備等、真に必要な社会資本整備を、国民の理解を得ながら、着実に進めていく必要がある。

日建連の各支部においては、地方整備局をはじめ、いくつかの関係機関と「災害協定」を締結しており、東日本大震災に際してもこの協定は極めて有効に機能したが、いくつかの課題も浮かび上がっている。このため、災害に対応するための体制や手順等について、協定をより充実したものにしていく必要がある。

これらの点を踏まえ、以下に示すような官民連携による取組みについて、ご見解をお伺いします。

(1) 東日本大震災からの速やかな復旧・復興の推進

- ① 復旧・復興事業の速やかな推進。
- ② 施工者の持つ技術力・マネジメント力を活用した発注。
- ③ 復旧・復興工事に係わる円滑な施工の確保。

(2) 全国防災対策及び成長促進型公共事業の推進

- ① 地震や洪水等による大規模災害に備えた予防的対策（全国防災対策）の推進。
- ② 我が国経済の成長の実現と地域活性化に資する高速交通基盤等の整備推進。
- ③ 防災対策や成長促進型公共事業の効果・必要性等に関する広報活動の展開。

(3) 官民協働による防災体制の強化

- ① 東日本大震災を踏まえた災害協定の拡充に向けた取組み。

2-2. 入札契約制度の改善

(1) 総合評価方式の改善

これまでの総合評価方式は、公共工事の品質確保の理念の下、その採用拡大が図られ、技術提案を求める工事が増えてきたが、入札参加業者が増える中、技術提案資料の作成や過剰な積算業務、技術提案の評価や評価結果の通知等、受発注者双方に大きな負担がかかっている。このような環境の下、技術評価に差が付かず価格評価にウェイトが置かれた競争や、高度技術提案型では調査基準価格を大幅に下回る過度な価格競争が見受けられる。

今般、国土交通省においては、施工能力のみを評価して手続きの簡素化を図る工事と、施工能力に加え品質の向上を重視して技術提案を求める工事に二極化を図る抜本的な改善が提

案されており、日建連としても大いに期待しているところである。

一方、地方公共団体では、特にWTO対象工事をはじめ規模の大きい工事で、総合評価方式が採用されておらず、価格に加え技術に優れた調達となっていない案件が散見される。

これらの点を踏まえ、改めて以下のとおり要望する。

- ① 技術提案を求める工事では、受発注者の負担軽減を図り、過当競争の改善を図るため、「二段階選抜方式」の（WTO対象工事を含めた）試行拡大と、技術評価にウェイトを置いた競争。
- ② いわゆる高度技術提案では、加算方式を含む技術評価に優位な差が付く方式の導入と、施工体制確認型の全面的な導入。
- ③ 地方公共団体のWTO対象工事等における総合評価方式の採用。

（２）実効性のある低入札防止対策の導入・実施

昨年８月に公共工事の入札及び契約の適正化指針が閣議決定され、失格基準の積極的な導入・活用とともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、制度の実効を確保することや、失格基準や予定価格の事前公表により当該価格近傍へ入札が誘導され、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じかねないこと等の指摘がなされている。

低入札防止対策による調査基準価格は、国においては、これまで三度に亘ってその引き上げが実施されており、着実に入札・契約制度の適正化が図られているが、健全な企業経営ができる環境には至っていない。

地方公共団体においては、着実に改善が進んできているが、調査基準価格を下回っても落札できる制度や、一部で予定価格等の事前公表も散見される。

これらの点を踏まえ、改めて以下のとおり要望する。

- ① 調査基準価格に基づいた失格基準、国に準じた施工体制確認型方式等の導入。
- ② 調査基準価格の更なる引き上げ。
- ③ 予定価格等の事前公表の廃止。

（３）建設現場における生産性向上と適正利益の確保

建設現場における生産性の向上を図り、工事品質と適正利益を確保するため、国交省（内閣府を含む）、地方公共団体、高速道路会社、機構・事業団から受注した工事を対象に、近年増加している工期延長工事や工事一時中止の実態、設計変更の円滑な実施や施工の更なる効率化施策の実施状況、また国交省直轄工事における請負代金の適正な支払及び検査の簡素化等の取組み状況についてアンケート調査を行った。

調査結果によれば、これまでの取組みの成果として着実な改善が図られてきているが、工期が延長された工事が全体の６割を超えていることや、国土交通省で先導的に実施されている取り組みが他団体に十分浸透していないこと等、更なる改善に向けた取組みが必要であることが明らかとなった。

今回の調査結果等を踏まえ、現場における円滑な施工の確保や請負代金の適正な支払等について、以下のような受発注者協働の取組みの強化を要望する。

１）現場における円滑な施工の確保と設計変更の確実な実施等

- ① 工期を守るための施策の一体的推進（設計図書や情報交換の場の充実/受発注者による工

程管理情報の共有/工事一時中止の的確な運用等。)

- ② 円滑な施工の確保と設計変更の確実な実施（設計変更審査会の拡大や運用の改善/三者会議やワンデーレスポンスの拡大等/情報共有システムの整備等。)

2) 請負代金の適正な支払及び検査の簡素化・効率化等

- ① 受発注者協働による「総価契約単価合意方式」、「施工プロセスを通じた検査」、「出来高部分払」の改善と推進。

参考資料；「アンケート調査等の結果-建設現場における生産性向上と適正利益の確保-

(4) 公共建築工事における数量公開と契約数量化の推進

公共建築工事においては、積算数量の「数量公開」が進んでいるが、殆どが参考値としての扱いであり、実際の数量との乖離があっても設計変更の対象とならない。国土交通省では平成21年度から営繕工事における「契約数量化」の試行が行われているが、件数はいまだ少数にとどまっている。

これらの点を踏まえ、以下の通り要望する。

- ① 数量公開のなお一層の推進及び公開された数量を契約数量とすることの本格的な実施。

以上